

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 2 年度
計画変更年度	平成 2 9 年度 令和 2 年度 令和 3 年度
計画改定年度	平成 2 4 年度 平成 2 7 年度 平成 3 0 年度 令和 3 年度 令和 6 年度
計画主体	妙高市

妙高市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 妙高市 環境生活課、農林課
所在地 妙高市栄町 5 番 1 号
電話番号 0 2 5 5 - 7 2 - 5 1 1 1
F A X 番号 0 2 5 5 - 7 3 - 8 2 0 6
メールアドレス kankyoseikatuka@city.myoko.niigata.jp
norin@city.myoko.niigata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、カラス、ニホンジカ ニホンカモシカ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	新潟県妙高市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	トウモロコシ	（被害面積）0.00ha （被害金額） 0千円
イノシシ	水稲	（被害面積）0.19ha （被害金額） 291千円
ニホンザル	野菜類	（被害面積）0.00ha （被害金額） 0千円
カラス	水稲、野菜類	数値的な把握はできなかったが、自家消費用の野菜等の食害などの報告が寄せられている。
ニホンジカ	野菜類	数値的な把握はできなかったが、自家消費用の野菜等の食害などの報告が寄せられている。
ニホンカモシカ	—	— ※
ハクビシン アライグマ	野菜類	数値的な把握はできなかったが、自家消費用の野菜等の食害などの報告が寄せられている。

※ニホンカモシカについては、野菜や果樹への被害は令和5年度時点では報告されていないものの今後、森林被害や田畑の踏み荒らし、交通事故等が懸念される。

(2) 被害の傾向

<p>《ツキノワグマ》</p> <p>市内全域の山間部を中心に出没が確認されており、近年は各種対策により農作物被害は発生していないものの、農林業従事者等に対する人的被害の危険が大きく、近年は平成29年6月に斑尾地内において、平成30年9月に二俣地内で、平成31年4月に関山地内で、3年続けて人身被害が発生したほか、令和3年5月に関山地内で人身被害が発生した。他にも人家周辺での目撃情報も寄せられていることから、最大限の注意が必要であると認識している。</p> <p>《イノシシ》</p> <p>南葉山麓である新井地域北部（上越市境周辺）での目撃情報や痕跡情報が従来から多く</p>
--

寄せられており、他地域も含めて電気柵の整備を推進してきたものの、イノシシの生息数が増加傾向であることから、電気柵の整備が出来ていない地域へ生息域が拡大していると推測されている。また、近年は冬期間以外にも人家周辺での目撃情報が寄せられることもあり、令和2年12月には、妙高市関山地内で人身被害が発生した。

《ニホンザル》

従来は長野県境の妙高高原山間部を中心に出没したが、近年は生息域が拡大し、住宅地や通学路などでの目撃情報が多く寄せられており、人的被害の発生も懸念されている。平成27年度からテレメトリー調査を導入したことや、研修会や学習会の成果もあり、一部地域では住民主導による追い払い体制が構築されているが、さらなる被害防止を図るため、対策範囲を拡大していく必要がある。

《カラス》

農村部、都市部を問わず広く生息しており、近年は大群が新井地域の住宅街や通学路周辺をねぐらにしており、その結果として騒音や糞害といった生活環境被害の苦情が市に寄せられている。また、以前より農作物被害以外にも妙高山麓の高地部への生息も報告されており燕温泉のシンボルであるイワツバメへの影響も懸念されている。

《ニホンジカ》

市内全域の山間部を中心に生息しており、貴重な樹木の損傷被害が懸念されるほか、近年は市街地周辺での目撃情報や国道を横断する情報が寄せられている。また、交通事故の発生が懸念されている。

《ニホンカモシカ》

近年、市街地周辺でも目撃情報がある。さらに実施隊員や専門員からは、ニホンカモシカの生息数が増加し、今後農作物被害が発生する可能性もあるとの情報がある。

《ハクビシン、アライグマ》

空き家を含んだ住宅敷地内に侵入し棲みつき、住宅街での目撃報告は以前より寄せられている。近年は農家から農作物被害の相談もあり。自家消費野菜の被害が多い。アライグマについては、目撃情報の提供にとどまっており被害把握まで至っていないが、拡大が懸念されることから早期の対策を講じていく必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標（面積）	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
ツキノワグマ	トウモロコシ 0.00ha	トウモロコシ 0.00ha
イノシシ	水稲 0.19ha	水稲 0.15ha
ニホンザル	野菜類 0.00ha	野菜類 0.00ha

指標（面積）	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
カラス	野菜類 0.00ha	野菜類 0.00ha
ニホンジカ	野菜類 0.00ha	野菜類 0.00ha
ニホンカモシカ	野菜類 0.00ha	野菜類 0.00ha
ハクビシン アライグマ	野菜類 0.00ha	野菜類 0.00ha

指標 （被害金額）	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
ツキノワグマ	トウモロコシ 0千円	トウモロコシ 0千円
イノシシ	水稲 291千円	水稲 232千円
ニホンザル	野菜類 0千円	野菜類 0千円
カラス	野菜類 0千円	野菜類 0千円
ニホンジカ	野菜類 0千円	野菜類 0千円
ニホンカモシカ	野菜類 0千円	野菜類 0千円
ハクビシン アライグマ	野菜類 0千円	野菜類 0千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員、専門員による見回り、捕獲の強化。 ・鳥獣被害対策総合交付金を活用した獣種の特徴に合わせた「はこわな・くくりわな」等の購入。 ・サル対策のために平成27年度から「テレメトリー調査」を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊（猟友会員）の高齢化に対応した担い手の確保及び育成や捕獲体制の維持が必要。 ・捕獲数は増加しているものの、鳥獣類の生息域の拡大及び生息数の増加に追いついていないと推測される。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会による電気柵の導入及び受益者との共同導入を行うとともに、被害の発生している地域住民（受益者・農業者）等との共同による設置を行った。 ・電気柵の正しい施工方法で効果的な防除が行われるよう、貸出時に設置研修を実施し、受益者の知識習得や意識強化を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・柵を張り巡らした農地では、一定の防除効果を上げているが、設置から時間が経過するにつれ施工の不備が見られることもあるため、確認や周知が必要である。 ・電気柵は、農家が個々に手軽に設置が出来ることから、感電や漏電などによる人身事故発生が懸念されるため、安全確保対策を十分に指導する必要がある。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地区主導による緩衝帯の整備の実施。 ・放任果樹、食物残渣等の誘引物の除去。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区主導による緩衝帯整備を継続するとともに、整備地帯を維持・管理していく必要がある。 ・誘引物除去の周知を継続し、徹底していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・対策にあたっては、加害鳥獣の種類やいつ被害にあっているか等、被害状況や出没状況の把握を最優先と考え、被害が大きな地域から、集落環境診断等を導入していき、集落主体による対策検討・実施体制を整える。また、専門家を講師とした学習会等を開催することで住民に適切な情報提供や指導を行っていく。 ・農作物被害把握の精度を高めるため、農家及び家庭への聞き取り、アンケート項目の見直しなど、手法を検討する。 ・有害捕獲の体制強化として、鳥獣被害対策実施隊及び鳥獣対策専門員によるわな、わなセンサー、銃器での捕獲を行う。 ・被害防除においては、加害獣類の出没状況に即した効率的な電気柵整備を行い、地域での一体的管理で機能維持を進める。 ・ニホンザルに対してはテレメトリー調査などによる群れの行動域と加害レベルの把握、追い払い体制の整備などにより、加害群の数の低減と被害防止に努めながら、効率的な個体管理を図る。

- ・また、ニホンジカなどによる森林被害が懸念されることから、国や県、関係機関と情報共有を図るとともに広域的な防除活動等を効果的に推進する。
- ・農地周辺にわな、わなセンサーや、センサーカメラを設置することで加害獣種の特定や効率的な捕獲強化を図る。
- ・新潟市西蒲区福井に新たに整備されたライフル射撃場において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び技術の向上を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①通常時の体制

- ・ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては有害鳥獣捕獲許可に基づき、はこわなやくくりわな、わなセンサーを設置。地域住民からも協力を得ながら、定期的な見回りや呼び餌撒き等を実施し、効率的な捕獲を推進する。捕獲した際には実施隊、専門員による処理を実施。

②市街地付近等における目撃情報（市民からの通報）

- ・出没箇所の把握を行い、実施隊へ出動要請するとともに、県、警察など関係機関へも連絡。同時に近隣集落や学校等の施設に危険が及ぶと判断された場合には所管課を通じ連絡を徹底。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊、市専門員による見回り、追い払いの実施 ・実施隊、市専門員による銃器やわなによる捕獲 ・緊急捕獲活動支援事業（捕獲報酬金）における積極的な捕獲の推進（捕獲強化） ・狩猟免許等取得補助事業の実施 ・テレメトリー調査等の生息状況や目撃情報の共有化 ・わな技術向上研修会・講習会等への参加
令和7年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊、市専門員による見回り、追い払いの実施 ・実施隊、市専門員による銃器やわなによる捕獲 ・緊急捕獲活動支援事業（捕獲報酬金）における積極的な捕獲の推進（捕獲強化） ・狩猟免許等取得補助事業の実施 ・テレメトリー調査等の生息状況や目撃情報の共有化 ・わな技術向上研修会・講習会等への参加
令和8年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊、市専門員による見回り、追い払いの実施 ・実施隊、市専門員による銃器やわなによる捕獲 ・緊急捕獲活動支援事業（捕獲報酬金）における積極的な捕獲の推進（捕獲強化） ・狩猟免許等取得補助事業の実施

年度	対象鳥獣	取組内容
	ハクビシン アライグマ	・テレメトリー調査等の生息状況や目撃情報の共有化 ・わな技術向上研修会・講習会等への参加

※ニホンカモシカについては、捕獲取組なし（不可）

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンザル、カラス等の農作物に被害を及ぼす有害な個体については、実施隊員、専門員が銃器やわなによる捕獲を実施する。 ・ツキノワグマについては、県管理計画に定められているとおり、県内の年間捕獲数の上限にも十分に配慮しながら、個体の一定数の確保のため必要最小限の捕獲を行うこととする。当市は「北アルプス管理ユニット（新潟）」に指定されており、推定生息個体数の12%以内（36頭程度を上限）となるように実施する。 ・イノシシについては、捕獲頭数が令和3年度に過去最多の捕獲頭数（203頭）となり、今後も捕獲強化していくことを踏まえて200頭と設定する。また、捕獲実績のほとんどが冬期間の銃器によるものであることから、今後「はこわな」や「くくりわな」「わなセンサー」を活用し、グリーンシーズンの農作物被害の直接的な原因である個体の捕獲に努めていく。 ・ニホンザルについては、テレメトリー調査の結果に基づき、小型捕獲檻の設置箇所を決定していく。専門家の指導を受けながら、無計画な捕獲が原因となる群れの分裂による被害が発生しないように加害個体を中心に捕獲を実施していく。推測される生息頭数300頭程度の7%分に相当する20頭を年間捕獲頭数目標とする。なお、捕獲に際しては、加害群を中心とした個体の低減を目的となるような取り組みに配慮する。 ・カラスについては、捕獲数が令和2年度に過去最多の捕獲頭数（100羽）となったが、出没や捕獲頭数が増加すると想定されることから、120羽と設定する。 ・ニホンジカについては、捕獲頭数が令和2年度に過去最多の捕獲頭数（176頭）であったが、今後も出没や捕獲頭数が増加すると想定されることから200頭と設定する。 ・ニホンカモシカについては、国の特別天然記念物であるが、近年は出没回数が増加している。このため捕獲は出来ないが、教育委員会部局との情報共有を図りながら生息域の把握に努めていく。 ・ハクビシンについては、捕獲頭数が令和5年度64頭であったが、出没や捕獲頭数が急増しており、今後も出没や捕獲頭数が増加すると想定されることから、140頭と設定する。 ・アライグマについては目撃情報の提供のみであるが、今後、拡大が懸念されることからハクビシンと同数の140頭と設定し、早期の対策を講じていくこととする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
イノシシ	200頭	200頭	200頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
カラス	120羽	120羽	120羽
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
ニホンカモシカ	—	—	—
ハクビシン	140頭	140頭	140頭
アライグマ	140頭	140頭	140頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害が多発する春から秋にかけての農繁期においては、地域との連絡調整を密にして、適切な情報収集に努めるとともに、関係する農家組合等への電気柵の導入支援や実施隊や専門員によるくくりわなの設置等、被害発生を早期に防ぐ体制確立を目指す。 ・イノシシ、ニホンザル、カラス等の農作物に被害を及ぼす有害な鳥獣については、実施隊や専門員による銃器やはこわな、くくりわなによる捕獲を実施する。 ・ツキノワグマについては実施隊や専門員による個体数調整のための予察捕獲（概ね4～5月）及び、頻繁に出没がある地域において、はこわな設置を実施し、適正な捕獲により被害を防除する。 ・ニホンジカについては、実施隊や専門員により、銃器やくくりわなによる捕獲を実施する。また高山帯や国有林での対策については環境省や林野庁、県や関係機関等と連携しながら推進していく。 ・ハクビシン、アライグマについては、空き家に棲みつき周辺の生活環境が害される場合や農作物に被害を及ぼす場合には、実施隊や専門員によるわなでの捕獲を実施する。 ・「県出猟カレンダー調査」を実施隊が実施することによりイノシシ、ニホンジカについてのさらなる生息状況の把握に努める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフル銃の使用については、特にツキノワグマによる人身被害のおそれがある場合に用いるケースが中心であるが、冬期間のイノシシやニホンジカの捕獲強化を高めるため、山林部において安全が適正に確保できるケースの場合にはライフル銃を使用した駆除も実施していく。また、ライフル銃の技術向上と大型鳥獣捕獲強化、緊急出動に備え、県内の射撃場を活用し、銃の鍛錬を図る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>該当なし (個体数調整目的捕獲ではなく有害鳥獣捕獲の権限委譲のみ)</p> </div>

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ツキノワグマ (3段)	電気柵の整備 総延長：15,975m 外周：5,325m	電気柵の整備 総延長：15,000m 外周：5,000m	電気柵の整備 総延長：13,500m 外周：4,500m
ニホンザル(8段)	電気柵の整備 総延長：2,280m 外周：285m	電気柵の整備 総延長：2,000m 外周：250m	電気柵の整備 総延長：1,600m 外周：200m
ハクビシン(4段)	電気柵の整備 総延長：0m 外周：0m	電気柵の整備 総延長：4,000m 外周：1,000m	電気柵の整備 総延長：2,000m 外周：500m

※総延長は外周の距離に獣種ごとの段数を乗じたもの。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	・ツキノワグマ ・イノシシ ・ニホンザル ・ハクビシン 等	・広域的な電気柵等の設置支援 ・電気柵設置後の電圧チェック、下草刈り等による適切な維持管理の実施 ・出没時の注意喚起、センサーカメラ等を活用した生息域の把握及び加害獣種の特定、関係機関との情報共有
令和7年度	・ツキノワグマ ・イノシシ ・ニホンザル ・ハクビシン 等	・広域的な電気柵等の設置支援 ・電気柵設置後の電圧チェック、下草刈り等による適切な維持管理の実施 ・出没時の注意喚起、センサーカメラ等を活用した生息域の把握及び加害獣種の特定、関係機関との情報共有
令和8年度	・ツキノワグマ ・イノシシ ・ニホンザル ・ハクビシン 等	・広域的な電気柵等の設置支援 ・電気柵設置後の電圧チェック、下草刈り等による適切な維持管理の実施 ・出没時の注意喚起、センサーカメラ等を活用した生息域の把握及び加害獣種の特定、関係機関との情報共有

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	・ツキノワグマ ・イノシシ ・ニホンザル ・ハクビシン 等	・農作物の収穫残渣や里山の適正な管理の重要性を関係農家へ広く啓発 ・放任果樹等の適正管理及び除去・伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
令和7年度	・ツキノワグマ ・イノシシ ・ニホンザル ・ハクビシン 等	・農作物の収穫残渣や里山の適正な管理の重要性を関係農家へ広く啓発 ・放任果樹等の適正管理及び除去・伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発
令和8年度	・ツキノワグマ ・イノシシ ・ニホンザル ・ハクビシン 等	・農作物の収穫残渣や里山の適正な管理の重要性を関係農家へ広く啓発 ・放任果樹等の適正管理及び除去・伐採の呼びかけ ・被害防止活動に取り組む集落等への意識啓発

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

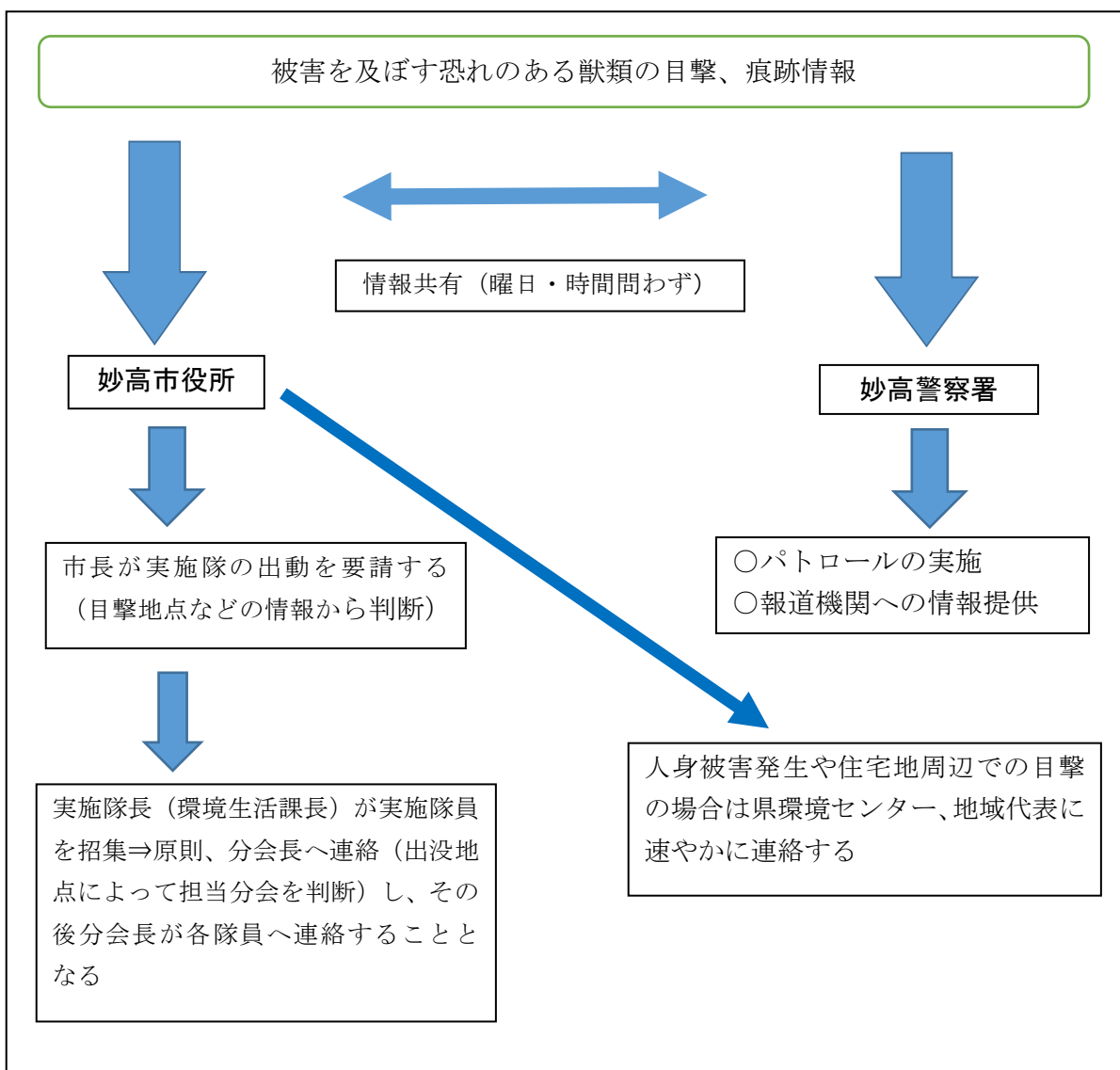
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

1) 関係機関等の役割

被害防止対策協議会の名称	妙高市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
妙高市	・協議会事務局（運営管理） ・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集・蓄積 ・協議会における事業・対策の検討
妙高警察署	・有害鳥獣捕獲実施時の事故防止等の指導 ・協議会における事業・対策への指導・助言
新潟県猟友会新井支部 (新井分会、南部分会、妙高分会、 妙高高原分会)	・銃器による駆除、わなの設置など専門的な対策の実施 ・出没情報や捕獲情報の提供 ・狩猟免許取得支援について指導、助言 ・協議会における事業・対策への指導・助言
鳥獣保護管理員	・鳥獣保護思想の啓発 ・違法行為等の調査・取締 ・有害鳥獣捕獲実施時の事故防止等の指導

構成機関の名称	役割
地区代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止活動の実施 ・農作物への被害情報の提供
新潟県上越地域振興局 健康福祉環境部環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会オブザーバー ・協議会における事業・対策への指導、助言 ・狩猟免許取得支援について指導、助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・生態系に影響を与えないよう配慮し、焼却処分または土中埋設により適切に処理する。
- ・捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する方針（平成7年総理府告示第40号）」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう捕獲者に指導する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	—

(2) 処理加工施設の取組

要望等に応じて、処理加工施設等の設置に向けた助言や検討を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	妙高市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
妙高市環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局（運営管理） ・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集・蓄積 ・協議会における事業・対策の検討
妙高市農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の指導・啓発・支援・実施等 ・農作物被害等の適格な現状把握 ・協議会における事業・対策の検討

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
えちご上越農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の指導・啓発 ・農作物への被害情報の提供 ・協議会における事業・対策の検討

関係機関の名称	役割
新潟県農業共済組合上越支所	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の指導・啓発 ・農作物への被害情報の提供 ・協議会における事業・対策の検討
妙高警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲実施時の事故防止等の指導 ・協議会における事業・対策への指導・助言
新潟県猟友会新井支部 (新井分会、新井南部分会、 妙高分会、妙高高原分会)	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による駆除、わなの設置など専門的な対策の実施 ・出没情報や捕獲情報の提供 ・狩猟免許取得支援について指導、助言 ・協議会における事業・対策への指導・助言
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護思想の啓発 ・違法行為等の調査・取締 ・有害鳥獣捕獲実施時の事故防止等の指導
地区代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止活動の実施 ・農作物への被害情報の提供
新潟県上越地域振興局 農林振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会オブザーバー ・協議会における事業、対策への指導、助言 ・鳥獣被害防止計画の遂行について指導、助言
新潟県上越地域振興局 健康福祉環境部環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会オブザーバー ・協議会における事業・対策への指導、助言 ・狩猟免許取得支援について指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・(一社)新潟県猟友会新井支部会員の中から、経験・技術・体力などを考慮したうえで実施隊員としての活動に支障がないと認められた者を猟友会からの推薦により委嘱する。また、狩猟免許を有する職員等も合わせて実施隊員としている。実施隊としての活動は妙高市長より要請があった場合に出動するものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・被害の発生状況などを把握し、情報を共有化するとともに、下草の除草などによる農地の維持管理を適正に行い、有害鳥獣を寄せ付けないための良好な景観形成を持続させるよう、農家に啓発をする。
- ・鉛中毒が生じる可能性が認められる地域への捕獲許可にあたっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用するなど、捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止(抑制)のため、自助(個人の対策)を基本とした共助(集落ぐるみの対策)が推進するよう、公助(行政として必要な支援)を行う。